

年金受給資格期間短縮について

在留邦人の皆様には、日頃より当館の業務につきご理解、ご協力を頂きありがとうございます。

海外にお住まいの方で、日本の年金制度に加入したことがある方へのご案内です。
平成 29 年 8 月より、年金を受け取るために必要な資格期間が 25 年から 10 年に短縮されます。なお、詳細につきましては下記 URL (日本年金機構 HP) をご参照ください。

<http://www.nenkin.go.jp/international/english/index.files/leaflet.pdf>

以上

平成 29 年 5 月 22 日
在ガーナ日本国大使館 領事班
5th Avenue Extension, West Cantonments, Accra
P.O.Box GP1637, Accra
Phone: 030-2765060 Fax: 030-2762553
開館時間外 Phone: 024-242-6105